

報告事項について

(1) 水俣病対策

水俣病問題について-----1

(2) 化学物質対策

化学物質の内分泌かく乱作用に関する取組について--13

(1) 水俣病問題について

水俣病対策をめぐる現状について

平成16年の最高裁判決後の公健法認定申請者の急増

- 公健法認定申請の未処分件数（関西訴訟最高裁判決～11/30現在）

| 熊本県 | 鹿児島県 | 新潟県・新潟市 | 合計 |
|--------|--------|---------|--------|
| 4,072名 | 3,137名 | 44名 | 7,253名 |

新たな損害賠償請求訴訟の提訴と原告の増加

- 現在係属されている損害賠償請求訴訟は、以下のとおり。
 - 17年10月 不知火患者会訴訟（原告）21年11月18日第18陣142名が提訴、計2,018人
（被告）国・熊本県・チッソ
 - 19年4月 新潟水俣病第3次訴訟（原告）17人（被告）国・新潟県・昭和電工
 - 19年10月 水俣病被害者互助会訴訟（原告）9人（被告）国・熊本県・チッソ
 - 21年2月 不知火患者会訴訟（大阪地裁）（原告）12人
（被告）国・熊本県・チッソ
 - 21年6月 新潟水俣病第4次訴訟（原告）27人（被告）国・昭和電工
- ※ この他、水俣病認定申請棄却処分取消訴訟等が3件提訴されている。

新保健手帳の増加

- 17年10月から申請受付を再開した新保健手帳の申請者数等については、以下のとおり。

| | 熊本県 | 鹿児島県 | 新潟県 | 合計 |
|----------|-------------|------------|---------|-------------|
| 申請者数 | 23,611 | 5,019 | 453 | 29,083 |
| 審査終了件数※1 | 23,266(393) | 4,900(129) | 451(20) | 28,617(542) |
| 交付件数 ※2 | 20,734(350) | 4,352(109) | 401(4) | 25,487(463) |

※1（）内は審査終了件数のうち、公健法認定申請中の者の数

※2（）内は保健手帳交付者のうち、公健法認定申請を取り下げた者の数

認定審査会の動き

- 関係県市の認定審査会の状況については、以下のとおり。
 - 熊本県 19年3月に再開、以後19年5月・7月、
21年2月・6月・7月・10月・11月に開催
 - 鹿児島県 20年12月に再開（1回限り）
 - 新潟県・市 19年3月に再開、以後19年12月、20年12月、21年4月に開催

申請者医療事業受給者の増加

- 申請者医療事業受給者数（関西訴訟最高裁判決～12/1現在）

| 熊本県 | 鹿児島県 | 新潟県・新潟市 | 合計 |
|--------|--------|---------|--------|
| 3,430名 | 2,473名 | 9名 | 5,912名 |

平成21年12月25日

環 境 省

水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の
「救済措置の方針」等についての考え方（環境省案）

「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」の「救済措置の方針」などをどのような内容とするかについて、これまで環境省は、水俣病被害者団体や関係県をはじめとする関係の方々からご意見を伺ってきました。頂戴したご意見を活かして、以下のとおり、現時点での環境省の考え方をとりまとめました。これを土台として、引き続き関係の方々のご意見をお伺いいたします。

1. 救済措置

公害原因企業のチッソ・昭和電工の責任と、平成16年のいわゆる関西訴訟最高裁判所判決において公害防止政策が不十分であったと認められた国・熊本県の責任とを踏まえて、水俣病被害者の方々をあたう限りすべて、また、迅速に救済します。このため、以下のような措置を行います。

(1) 対象となる方

- ① 通常起こり得る程度を超えるメチル水銀のばく露（メチル水銀を体内に取り入れること）を受けた可能性がある方のうち、
- (ア) 四肢末梢優位の感覚障害（手足の先の方の感覚が鈍いこと）を有する方
- に加え、(ア) にあたらない方であっても、
- (イ) 全身性の感覚障害を有する方その他の四肢末梢優位の感覚障害を有する方に準ずる方
- とします。

② 通常起こり得る程度を超えるメチル水銀のばく露を受けた可能性がある方とは、熊本県及び鹿児島県においては、昭和43年12月31日以前、新潟県においては、昭和40年12月31日以前に、

(ア)「対象地域」に相当の期間居住していたため、熊本県及び鹿児島県においては水俣湾又はその周辺水域の魚介類を、新潟県においては阿賀野川の魚介類を多食したと認められる方

に加え、上記と同様の年月日以前に、

(イ)「対象地域」に相当の期間居住していなかった方であっても、熊本県及び鹿児島県においては水俣湾又はその周辺水域の魚介類を、新潟県においては阿賀野川の魚介類を多食した(母体を經由する場合を含む)と認めるのに相当な理由がある方

とします。

③ 「対象地域」とは、そこに住む方が、通常起こり得る程度を超えるメチル水銀のばく露を受けた可能性があり、水俣病患者が多発した地域として具体的に定める地域です。なお、この地域に相当の期間居住していなくても、②(イ)にあたる方は、①の症状があれば対象となります。

(2) 対象となる方の判定方法

- ① 国及び関係県は、申請受付の広報を徹底し、救済措置を受ける必要がある方から、確実に申請していただけるよう努めます。救済措置の受付期間については、今後検討の上、定めます。
- ② 申請をした方は、関係県が指定する神経内科のある公的病院（別に発表します）で検診を受けていただきます。
- ③ 関係県は、各県が設置する判定検討会の意見を聴いて、対象者を判定します。
- ④ 判定検討会における対象者についての判定は、公的病院の診断書と、申請者が提出する、別途定める要件に該当する医師の診断書（提出は任意）とを総合して行います。
- ⑤ 判定検討会においては、上記の公的病院の診断書のみでは四肢末梢優位の感覚障害などが認められない方であっても、ご家族の中に既に患者となられた方などがいらっしゃるなど、メチル水銀の影響を受けた可能性が高い一定の要件を満たす方については、もう1回公的病院の診断を受けていただき、その診断書の追加提出を受け付けることを今後検討します。

(3) 支給内容

対象となることが決まった方は、下記の支給が受けられることとなります。

- ▶ 一時金 金額については引き続き検討します
- ▶ 療養費 医療費の自己負担分
- ▶ 療養手当 金額については引き続き検討します

なお、一時金の支払い方法等については今後検討します。また、治療を受ける際の交通費負担が大きい離島地域の取扱いや、一時金のうち被害者の方々の団体を通じて支給するものについても今後検討します。

(注) この救済措置等は、これまで水俣病の被害に係る補償や救済を受けてこられなかった方を対象とします。また、訴訟の提起や公害健康被害の補償等に関する法律の認定申請を行っている方は、そのまま続けることもできますし、これに代えてこの救済措置等の申請を行うこともできます。

2. 水俣病被害者手帳

一時金の対象となるような程度の感覚障害を有しないまでも、一定の感覚障害を有する方で、「こむらがえり」や「見える範囲が狭い」などの、水俣病にも見られる様々な症状を有する方々にも、水俣病被害者として安心して治療を受けていただけるようにします。

① 水俣病被害者手帳は、これを病院で提示すると医療費の自己負担が不要となる手帳です。交付を受ける方法は以下のとおりです。

② 保健手帳を持っている方については、救済措置の申請をせず水俣病被害者手帳の申請をした場合、1.(2)の判定を行わず、直ちに、水俣病被害者手帳を交付します。

なお、保健手帳の新規受付は、救済措置の方針の策定後は、終了することとなります。

③ 救済措置を申請した方については、1.(2)の判定を受けていただく必要があります。水俣病被害者手帳は、通常起こり得る程度を超えるメチル水銀のばく露を受けた可能性がある方(1.(1)②の要件に該当する方)であって、1.(2)の判定において、水俣病にも見られる神経症状を有すると認められる方に交付します。

3. 医療・福祉施策やもやい直し等に関する施策の実施

上記1. 及び2. の措置を実施することに加えて、将来にわたって水俣病被害者などの方々が安心して暮らしていける社会を実現することが重要と考えています。このため水俣病発生地域における医療・福祉施策やもやい直しや健康調査等を適切に実施することとします。

これらの施策は、地元のニーズを適切に織り込んだ内容となるよう、引き続き、ご意見を伺い、以下のような内容を実施することを検討します。

(1) 医療・福祉施策

高齢化が進む胎児性患者とその家族の方々などが安心して住み慣れた地域で暮らしていけるよう、必要な通所やショートステイ等の在宅支援サービスや医療との連携のあり方などの医療・福祉施策について検討しつつ、所要の取組を行います。

(2) もやい直し

水俣病に関する偏見・差別の解消と、水俣病問題で疲弊した地域の再生を図るため、地域社会の絆の修復、地域の再生・融和（もやい直し）についての所要の取組を行います。

(3) 健康調査等

メチル水銀が人の健康に与える影響を把握するための調査研究（熊本・鹿児島においては昭和44年以降、新潟においては昭和41年以降に出生した方々のうち、メチル水銀による汚染を受けたのではないかと心配されている方々の健康影響についての継続的な調査研究）、高度な治療に関する調査研究、効果的な疫学調査（地域において、メチル水銀汚染と悪影響との関係を把握する調査）を行うためのその手法の開発などの調査研究を進めます。

(4) 国立水俣病総合研究センター

水俣病における医療・福祉や調査研究、国内外への情報発信等において中核となるような役割を適切に果たすこととします。

(5) 環境モデル都市としての取組、その他の地域振興

水俣市などにおける環境に対する高い市民意識や蓄積された環境産業技術などを積極的に活かして、市民や企業による環境学習、自主的な環境活動も組み込みながら、環境負荷を少なくしつつ、経済発展する新しい形の地域づくりを積極的に進めます。

4. その他の事項

これらの措置の実施に当たり、原因企業がその責任を確実に果たせるようにするための関係県の措置に関しては、国としても適切な措置を講ずることとしたいと考えています。

以上の他、必要な事項があれば、これについて定めます。

(2) 化学物質の内分泌かく乱作用に 関する取組について

化学物質の内分泌かく乱作用に関する取組について

平成 22 年 1 月 7 日
環境保健部環境安全課

1 日英共同研究について

環境省においては、内分泌かく乱化学作用に関する研究を促進するため、平成 11 年（1999 年）より英国と共同研究を実施しており、昨年 11 月に第 11 回化学物質の内分泌かく乱作用に関する日英共同研究ワークショップを開催した（公開）。

ワークショップでは両国の研究担当者より、これまでの成果の発表や意見交換が行われた他、今後の研究テーマについても議論され、今後 5 年間の共同研究の継続に関する文書の調印式が行われた。詳細は別添 1 のとおり。

日時：平成 21 年 11 月 13 日（金）～14 日（土）

場所：リーガロイヤルホテル大阪（大阪市北区中之島）

出席者：日本側 井口泰泉（研究統括者、自然科学研究機構）、田中宏明（京都大学） 他 18 名

英国側 チャールズ タイラー（研究統括者、エクセター大学）、トム ハッチンソン（環境水産学研究所）、イアン ダルトン（環境食料農村地域省） 他 12 名

2 ExTEND2005 今後の進め方について

環境省においては、化学物質の内分泌かく乱作用について平成 17 年（2005 年）に「ExTEND2005」を策定して調査研究を進めているが、策定から 5 年が経過することを踏まえ、11 月 9 日に開催された「化学物質の内分泌かく乱作用に関する検討会」において、今後の進め方についての検討を開始した。

検討にあたっては、検討会の下に設置されている各部会で、今年度中に分野ごとの検討を行った後、平成 22 年 6 月頃までを目途に「化学物質の内分泌かく乱作用に関する検討会」において議論し、とりまとめることとなった。詳細は別添 2 のとおり。

第 11 回 化学物質の内分泌かく乱作用に関する 日英共同研究ワークショップの結果について

平成 21 年 11 月 16 日 (月)
 環境省総合環境政策局
 環境保健部環境安全課
 直 通 03-5521-8261
 代 表 03-3581-3351
 課 長 早水 輝好(内 6350)
 課長補佐 佐方 信夫(内 6352)

第 11 回化学物質の内分泌かく乱作用に関する日英共同研究ワークショップを、11 月 13、14 日に大阪府大阪市で開催しました(公開)。本ワークショップでは、両国の研究担当者によるこれまでの成果の発表、意見交換が行われたほか、今後の研究テーマについても議論がなされ、共同研究の今後 5 年間の継続に関する文書の調印式が行われました。

1 目的

平成 11 年 3 月に開催された G 8 環境大臣会合において、化学物質の内分泌かく乱作用に関して英国と共同研究を実施することが合意され、5 カ年の日英共同研究事業が開始されました。平成 16 年度には、5 年間の延長(2005~2009 年)が決定され、日英両国の研究者が共同で研究を推進してきました。

今年度のワークショップでは、両国の研究担当者によるこれまでの成果の発表、意見交換が行われたほか、昨年 10 月に英国で開催された第 10 回ワークショップにおいて日英共同研究を 2010 年より引き続き 5 年間延長することが合意されたことを受け、今後の研究テーマについての議論がなされ、日英共同研究の継続に関する文書の調印式が行われました。

2 日 時 平成 21 年 11 月 13 日(金) 9:00~18:20
 14 日(土) 8:40~13:00

3 場 所 リーガロイヤルホテル大阪
 (大阪市北区中之島 5-3-68)

4 出席者 日本：井口泰泉(研究統括者、自然科学研究機構)、田中宏明(京都大学)、早水輝好(環境省)、他(18名)
 英国：チャールズ タイラー(研究統括者、エクセター大学)、トム ハッチンソン(環境水産科学研究所)、イアン ダルトン(環境食料農村地域省)、マイク ロバーツ(同)、他(12名)

5 結果の概要

(1) 日英共同研究における研究プロジェクト(2005~2009 年)について

両国の研究担当者より、5 年間の第 2 期共同研究の成果についての発表がなされた。概要は以下のとおり。

①排水由来エストロゲン様作用の評価に関する研究

下水処理水及び環境水中のエストロゲン様作用（女性ホルモン様作用）を持つと考えられる物質について、日英の現状及びその違い等に関する報告がなされた。

②イトヨを用いたアンドロゲン様作用の評価手法の研究

イトヨ（冷水性淡水魚）を用いた、アンドロゲン様作用（男性ホルモン様作用）の検出法、ホルモン剤の複合影響等に関する報告がなされた。

③魚類精巣卵の誘導機構に関する研究及び魚類エストロゲン受容体の種特異性の調査

メダカなど6種類の魚を用いて、女性ホルモン様物質をばく露した飼育試験及び試験管内試験を行い、その影響について、種差などを考慮した多角的な解析の結果が報告された。

④両生類の生態影響評価手法の研究

両生類（アフリカツメガエル・ニシツメガエル）を用いた、化学物質のエストロゲン様作用等の影響を調べるための遺伝子技術の開発、発達段階のデータベースの作成及び変態試験の検討、生態調査の方法の検討等の結果が報告された。

(2) 今後の日英共同研究における研究内容について

2010年以降の共同研究は、これまでの成果を踏まえ、横断的なテーマを設定して進めることとされ、以下のテーマが設定された。

①処理排水中及び環境中の主要な内分泌かく乱作用を有すると疑われる化学物質及び新たな化学物質の挙動を推定するための研究、並びにそれら化学物質の環境中への排出を低減するための研究

②内分泌かく乱化学物質が起こしうる環境リスクを評価するための野生生物への悪影響を推定する方法（試験法）の開発

③水生生物及びその他の生物の生殖及び成長への影響を把握するための化学物質試験法における様々なエンドポイントの評価（遺伝子レベルや分子生物学的なアプローチ）に関する研究

④英国及び日本における野生生物への環境リスク（個体群レベルでの影響等）の解析

(3) 次回ワークショップについて

次回ワークショップは平成22年英国にて開催されることが合意された。

6 日英共同研究の5年間の継続に関する調印

ワークショップでの検討結果を踏まえ、両国環境省代表者により5年間の継続に関する文書の調印を行った。調印内容は別添のとおり。

※化学物質の内分泌かく乱作用に関する日英共同研究については、下記ホームページ（専門家向け 英語のみ）でも概要を御覧いただけます。

<http://www.uk-j.org>

IMPLEMENTING CONTINUATION ARRANGEMENT BETWEEN THE MINISTRY OF THE ENVIRONMENT OF JAPAN AND THE DEPARTMENT FOR ENVIRONMENT, FOOD AND RURAL AFFAIRS OF THE UNITED KINGDOM OF GREAT BRITAIN AND NORTHERN IRELAND FOR THE CONTINUATION OF CO-OPERATION ON RESEARCH INTO ENVIRONMENTAL ENDOCRINE DISRUPTING CHEMICALS

The Japanese Ministry of the Environment (MOE) and the Department for Environment, Food and Rural Affairs of the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland (Defra) (hereinafter jointly referred to as "the Participants").

Desiring to promote and enhance environmental protection by fostering research and development in the field of endocrine disrupting chemicals (EDCs) and their effects and desiring to proceed with co-operative activities pursuant to the provisions of the Agreement between the Government of the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland and the Government of Japan on Co-operation in Science and Technology (hereinafter referred to as "the Agreement") signed in Tokyo on the thirteenth day of June 1994; have entered into a Continuation of the Arrangement signed in Tokyo on the seventh day of December 1999 and in Glasgow on the twenty-second day of January 2005, which was made in accordance with Article III of the Agreement, as follows:

Paragraph I

Aim

The purpose of the Continuation of the Arrangement (hereinafter referred to as "the Continuation Arrangement") is to enhance further the conditions for the exchange of scientific information and development of joint research activities related to EDCs and their effects on the aquatic environment.

Paragraph II

Co-operative activities

Co-operation may be pursued through several means including, but not limited to:

1. Free exchange of technical information;
2. Where mutually beneficial, the sharing of research findings and the development of joint research projects;
3. Joint symposia, workshops and academic discussions on topics of mutual interest; and
4. Exchange of experts by the Participants under the conditions to be decided between them.

Paragraph III Implementation

1. The results of the Continuation Arrangement will be evaluated by Defra and MOE.
2. A meeting of the officials and researchers will be held periodically either in Japan or in the United Kingdom.
3. The Participants will identify members of a joint Steering Group to:
 - (a) direct the Continuation Arrangement;
 - (b) undertake its peer review; and
 - (c) enhance both its wider uptake across the Governments of the Participants and the public dissemination of its results.
4. The joint Steering Group will comprise the officials of MOE and Defra and other Government departments and agencies concerned of the Participants, together with representatives of the research institutes and universities involved.
5. The Participants will designate respective national supervisors for the Continuation Arrangement.

6. The supervisors' role is to facilitate the successful implementation of the Continuation Arrangement and evaluate its results for the period from 2010 to 2015. They will be members of the joint Steering Group.
7. Defra and MOE will identify, manage and evaluate projects for joint research which they will carry out in each country.
8. Additional implementing arrangements setting forth the subjects, procedures, terms and other necessary matters of specific co-operative activities may be made as necessary in accordance with Article III of the Agreement.

Paragraph IV

Principal themes of the joint research

Potential principal themes for joint research may include, but are not limited to:

1. Studies to simulate the behaviours of principal suspected EDCs and emerging chemicals in treated effluents and in the environment, and further to consider ways to reduce their environmental discharge;
2. Development of methods for quantifying adverse effects to wildlife to assess environmental risks caused by EDCs;
3. Studies to evaluate various endpoints for chemical testing to understand reproductive and developmental effects on aquatic organisms and other species; and
4. Analysis of environmental risks to wildlife in the United Kingdom and Japan.

Paragraph V

Other actions to be pursued

The Participants will develop and publish an annual workshop, associated report on the co-operation and a final report on joint research.

Paragraph VI
Miscellaneous

1. The Continuation Arrangement will be implemented in accordance with the Agreement.
2. The Continuation Arrangement will become effective upon signature and will remain so for a period of five years. However, either Participant may terminate the Continuation Arrangement by giving six months' written notice to the other. Such termination will not affect the completion of ongoing activities, unless the Participants decide otherwise. The Continuation Arrangement may be extended or amended by written arrangement between the Participants.
3. The Continuation Arrangement will be effective provided that the Agreement remains in force.

Signed in Osaka, this fourteenth day of November, 2009,

(Signatures by the representatives of both Ministries.)

日本国環境省とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府環境食料農村地域省との間の環境中内分泌かく乱化学物質の研究の継続に関する合意書（仮訳）

日本国環境省とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府環境食料農村地域省（以下、両者を「両当事者」という）は、

内分泌かく乱化学物質とその影響に関する分野における研究開発を促進することにより、環境保護の促進と強化が図られることを希望し、1994年6月13日に東京で署名された、科学技術における協定に関する日本国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の協定（以下、「政府間協定」という）に規定された協力活動の推進を希望し、政府間協定の第3条に従って、1999年12月7日に東京において及び2005年1月22日にグラスゴーにおいて署名された合意書を継続する以下のような取決めを結んだ。

第一項 目的

この合意の継続（以下、「継続合意」という）の目的は、内分泌かく乱化学物質及びその水環境への影響に関する科学情報の交換及び共同研究活動の発展のための条件を提供することである。

第二項 協力活動

協力は、以下に示す手段を含む複数の手段を通して実行する。但し、以下の事項に限定されるものではない：

1. 技術的情報の自由な交換
2. 相互に有益である場合は、研究上の知見を共有し、共同研究を発展させること
3. 相互に関心のある題目について合同シンポジウム、ワークショップ及び学術的討議の開催
4. 両当事者間において定められた条件下での両当事者による専門家の交換

第三項 実施

1. 継続合意の成果は、英国環境食料農村地域省及び日本国環境省が評価を行う。
2. 担当の公官と研究者の会合は、日本国又は英国で定期的に開催される。
3. 両当事者は、共同研究チームのメンバーを特定し：
 - (a) 継続合意を監督し、
 - (b) 評価を行い、
 - (c) 両当事者の政府全般への取り込み及び国民への成果の公表を促進する。
4. 共同研究チームは、英国環境食料農村地域省及び日本国環境省並びに両当事者の他の関係省庁の公官、研究機関及び大学の研究者の代表により構成される。
5. 継続合意に際し、両当事者は各々の国の研究統括者を指名する。
6. 研究統括者は、継続合意の成功裏の実施を促進し、2010年から2015年までの期間の成果を評価する。研究統括者は共同研究チームのメンバーとする。
7. 英国環境食料農村地域省と日本国環境省は、各々の国で実施する共同研究プロジェクトを特定、管理、評価する。
8. 政府間協定の第3条に従って、必要に応じ、特定の共同活動の主題、手続き、条件及び他の必要な事項についての追加的な取決めを行うことができる。

第四項 共同研究の主要テーマ

共同研究の主要テーマは、以下のテーマを含む。但し、以下の分野に限定されるものではない。

1. 処理排水中及び環境中の主要な内分泌かく乱作用を有すると疑われる化学物質及び新たな化学物質の挙動を推定するための研究、並びにそれら化学物質の環境中への排出を低減するための研究

2. 内分泌かく乱化学物質が起こしうる環境リスクを評価するための野生生物への悪影響を推定する方法の開発
3. 水生生物及びその他の生物の生殖及び成長への影響を把握するための化学物質試験法における様々なエンドポイントの評価に関する研究
4. 英国及び日本における野生生物への環境リスクの解析

第五項
その他の実施すべき事項

両当事者はワークショップ及び協力に関連する年報、並びに共同研究に関する最終報告書を作成し公表することとする。

第六項
雑則

1. 継続合意は、政府間協定に従い実施するものとする。
2. 継続合意は、署名が完了した時点で効力を発するものとし、5年間効力を存続する。但し、いずれか一方の当事者が相手方へ6ヶ月前に書面で通告することによりこの継続合意を終了させることができる。但し、両当事者がそのように合意しない限り、この終了は継続中の活動の完了に影響を与えない。この継続合意は、両当事者間の書面での取決めにより、延長又は修正することができる。
3. 継続合意は、政府間協定が有効である限り、効力を存続する。

2009年11月14日大阪にて署名

(日本国環境省代表者及び英国環境食料農村地域省代表者による署名)

「EXTEND2005」の今後の進め方について（案）

1. 経緯

環境省では、1998年（平成10年）5月に内分泌かく乱物質問題への対応方針について「環境ホルモン戦略計画 SPEED '98」を取りまとめ、これに基づき化学物質の内分泌系への作用に関する研究や環境実態調査等の施策を推進した。

具体的な取組としては、内分泌かく乱作用の有無、強弱、メカニズム等を解明するため、優先して調査研究を進めていく必要性の高い物質群として、65物質をリストアップし、そのリストに基づいて調査研究を推進した。

その成果やその後の国内外の動向を踏まえ、2003年（平成15年）より2カ年にわたり改訂ワーキンググループを設置し、改訂内容の検討を行い、2005年（平成17年）3月に「化学物質の内分泌かく乱作用に関する今後の対応方針について－EXTEND2005」を新たに策定した。

「EXTEND2005」においては、①野生生物の観察、②環境中濃度の実態の把握及びばく露濃度の測定、③基盤研究の推進、④影響評価、⑤リスク評価、⑥リスク管理、⑦情報提供とリスクコミュニケーション等の推進、の7つの柱を基に総合的な施策の推進を図ることとなった。

今年度は「EXTEND2005」策定から5年が経過するため、これまで進められてきた研究成果をレビューするとともに、今後検討が必要な課題について抽出しつつ、今後どのように進めていくのか考える必要がある。

2. 検討の進め方について

（1）検討すべき事項

- ①5年間に実施した研究、作用・影響評価などの成果の取りまとめ
- ②今後の進め方に関する方針の検討
- ③重点的に実施すべき課題の抽出

（2）検討の体制

上記の検討にあたっては、本検討会の下に設置されている各部会（作用・影響評価検討部会、基盤的研究企画評価検討部会、野生生物の生物学的知見研究検討部会、リスクコミュニケーション推進検討部会）において分野ごとに上記の内容について検討し、本検討会で取りまとめることとする。

3. 今後のスケジュール

各部会においては、今年度中に5年間の研究成果のまとめと今後の課題について検討する。各部会で取りまとめた内容を踏まえて、平成22年6月頃までを目途に「化学物質の内分泌かく乱作用に関する検討会」において、今後の進め方についての検討を行う。

平成21年度化学物質の内分泌かく乱作用に関する検討会委員名簿

- 有田 芳子 主婦連合会 環境部長
- 井上 達 国立医薬品食品衛生研究所 安全性生物試験研究センター長
- 上路 雅子 (社) 日本植物防疫協会 技術顧問
- 小倉 正敏 (社) 日本化学工業協会 常務理事 化学品管理部長
- 北野 大 明治大学大学院 理工学研究科 新領域創造専攻 安全学系 教授
- 小出 重幸 読売新聞東京本社 編集委員
- 崎田 裕子 ジャーナリスト・環境カウンセラー
- 佐藤 洋 東北大学大学院 医学系研究科 教授
- 高橋 道人 病理ピアレビューセンター 主宰
- 立川 涼 愛媛県環境創造センター 所長
- 遠山 千春 東京大学大学院 医学系研究科 教授
- 渡邊 信 筑波大学大学院 生命環境科学研究科 教授

EXTEND2005における取組体制図

(下線はH21年度実施内容)

